別表

(1) 法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号

法の条項	違反內容	処分の内容	罰則
第 12 条 第 1 項	事業者の産業廃棄物処理基準違反	停止 30 日	_
第 12 条 第 2 項	産業廃棄物保管基準違反	停止 30 日	_
第 12 条 第 3 項	事業者の産業廃棄物事業場外保管届出義 務違反	停止 30 日	第 29 条
第 12 条 第 4 項	事業者の産業廃棄物事業場外保管届出義 務(災害)違反	停止 10 日	第 33 条
第 12 条第 8 項	産業廃棄物処理施設設置事業者の産業廃 棄物処理責任者設置義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 12 条第 9 項	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提 出義務違反、虚偽記載	停止 10 日	第 33 条
第 12 条第 10 項	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実 施状況報告義務違反、虚偽記載	停止 10 日	第 33 条
第 12 条第 13 項(第 7 条第 15 項及び第 16 項準用)	産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿備付け 義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保 存義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 12 条の 2 第 1 項	事業者の特別管理産業廃棄物処理基準違 反	停止 30 日	_
第 12 条の 2 第 2 項	事業者の特別管理産業廃棄物保管基準違 反	停止 30 日	-
第 12 条の 2 第 3 項	事業者の特別管理産業廃棄物事業場外保 管届出義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 12 条の 2 第 4 項	事業者の特別管理産業廃棄物事業場外保 管届出義務(災害)違反	停止 10 日	第 33 条
第 12 条の 2 第 8 項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場設置 事業者の特別管理産業廃棄物処理責任者 設置義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 12 条の 2 第 10 項	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処 理計画提出義務違反、虚偽記載	停止 10 日	第 33 条

法の条項	違反內容	処分の内容	罰則
第 12 条の 2 第 11 項	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処 理計画実施状況報告義務違反、虚偽記載	停止 10 日	第 33 条
第 12 条の 2 第 14 項 (第 7 条第 15 項及 び第 16 項準用)	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳 簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽 記載、保存義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 12 条の 3	産業廃棄物管理票交付義務違反、記載義 務違反、虚偽記載、回付義務違反、 産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、 記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止 30 日	第 27 条 の 2
第12条の4第1項	虚偽産業廃棄物管理票交付	停止 90 日	第 27 条 の 2
第 12 条の 4 第 2 項	産業廃棄物管理票不交付による産業廃棄 物引受禁止違反	停止 30 日	第 27 条 の 2
第 12 条の 4 第 3 項	虚偽産業廃棄物管理票の写し送付、虚偽 報告	停止 30 日	第 27 条 の 2
第 12 条の 4 第 4 項	処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票の写 し送付、虚偽報告	停止 30 日	第 27 条 の 2
第 12 条の 5	電子産業廃棄物管理票の虚偽登録、報告 義務違反、虚偽報告	停止 30 日	第 27 条 の 2
第 12 条の 6 第 3 項	産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反	停止 90 日	第 27 条 の 2
第 14 条 第 12 項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理基 準違反	停止 30 日	_
第 14 条第 13 項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困 難通知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条
第 14 条第 14 項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 14 条第 17 項(第 7 条第 15 項及び第 16 項準用)	産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違 反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務 違反	停止 30 日	第 30 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 2 第 3 項 (第 7 条の 2 第 3 項 準用)	産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 30 条
第 14 条の 2 第 4 項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したものであって当該事業に係る産業廃棄物の収集、 運搬又は処分を終了していないものの産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 2 第 5 項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したものであって当該事業に係る産業廃棄物の収集、 運搬又は処分を終了していないものの産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 4 第 12 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理 産業廃棄物処理基準違反	停止 30 日	_
第 14 条の 4 第 13 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理 産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽 通知	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 4 第 14 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理 産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務 違反	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 4 第 17 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理 一般廃棄物処理基準違反	停止 30 日	_
第 14 条の 4 第 18 項 (第 7 条第 15 項及 び第 16 項準用)	特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿備付 け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、 保存義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 14 条の 5 第 3 項 (第 7 条の 2 第 3 項 準用)	特別管理産業廃棄物処理業者の廃止・変 更届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 30 条
第 14 条の 5 第 4 項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬 又は処分の事業の全部又は一部を廃止し たものであって当該事業に係る産業廃棄 物の収集、運搬又は処分を終了していな いものの特別管理産業廃棄物処理困難通 知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 2 第 5 項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬 又は処分の事業の全部又は一部を廃止し たものであって当該事業に係る産業廃棄 物の収集、運搬又は処分を終了していな いものの特別管理産業廃棄物処理困難通 知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 15 条の 2 第 5 項	産業廃棄物処理施設設置許可の使用前検 査受験義務違反	停止 60 日	第 29 条
第 15 条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設定期検査拒否・妨害・忌避	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 2 の 3 第 1 項	産業廃棄物処理施設維持管理基準違反	停止 30 日	_
第 15 条の2の3第2項	産業廃棄物処理施設維持管理計画及び維 持管理情報公表義務違反	停止 10 日	_
第 15 条の 2 の 4(第 8 条の 4 準用)	産業廃棄物処理施設維持管理事項記録義 務違反、虚偽記録、備置き義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 5 項準用)	産業廃棄物処理施設変更許可の使用前検 査受験義務違反	停止 60 日	第 29 条
	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出義務 違反、最終処分場埋立処分終了届出義務 違反	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 4(第 9 条の 4 準用)	周辺地域への配慮欠落	停止 10 日	_
第 15 条の 4(第 9 条の 6 準用)	法人合併又は分割による無認可産業廃棄 物処理施設地位継承	停止 10 日	_
第 15 条の 4(第 9 条の 7 第 2 項準用)	産業廃棄物処理施設相続等届出義務違 反、虚偽届出	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 4 の 7 第 2 項 (第 12 条の 3 第 1 項準用)	国外廃棄物輸入者の産業廃棄物管理票の 交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止 30 日	第 27 条 の 2

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 15 条の 4 の 7 第 2 項 (第 12 条の 5 第 1 項準用)	国外廃棄物輸入者の電子産業廃棄物管理 票の虚偽登録	停止 30 日	第 27 条 の 2
第 15 条の 19 第 1 項	土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 29 条
第 15 条の 19 第 2 項	既に土地形質変更着手している者の土地 形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止 10 日	第 33 条
第 15 条の 19 第 3 項	非常災害の応急措置で土地形質変更した 者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届 出	停止 10 日	第 33 条
第 15 条の 19 第 4 項	土地形質変更の計画変更命令違反	停止 90 日	第 28 条
第 18 条 第 1 項	報告拒否、虚偽報告	停止 30 日	第 30 条
第 19 条 第 1 項	立入検査拒否、妨害、忌避	停止 30 日	第 30 条
第 19 条の 11 第 1 項	土地形質変更の措置命令違反	停止 90 日	第 28 条
第 20 条の 2 第 3 項	登録廃棄物再生事業者名称の無登録使用	停止 10 日	第 34 条
第 21 条	技術管理者設置義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 21 条の 2 第 1 項	事故時の措置届出義務違反	停止 30 日	_
第 21 条の 2 第 2 項	事故時応急措置命令違反	応急に必要 な期間の停 止	第 29 条

(2) 法第 14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 12 条第 5 項	産業廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第 25 条
第 12 条 第 6 項	産業廃棄物委託基準違反	許可取消し	第 26 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 12 条の 2 第 5 項	特別管理産業廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第 25 条
第 12 条の 2 第 6 項	特別管理産業廃棄物委託基準違反	許可取消し	第 26 条
第 14 条 第 1 項	産業廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条 第 6 項	産業廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条 第 15 項	産業廃棄物処理受託禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条第 16 項	産業廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第 26 条
第 14 条の 2 第 1 項	産業廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 3	産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 3 の 3	産業廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違 反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 1 項	特別管理産業廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第14条の4第6項	特別管理産業廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 15 項	特別管理産業廃棄物処理受託禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 16 項	特別管理産業廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第 26 条
第 14 条の 5 第 1 項	特別管理産業廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 6 (第 14 条の 3 準用)	特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止 命令違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 7	特別管理産業廃棄物処理業者の名義貸し の禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 15 条第 1 項	産業廃棄物処理施設無許可設置	許可取消し	第 25 条
第 15 条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設無許可変更	許可取消し	第 25 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 15 条の 2 の 7	産業廃棄物処理施設改善命令違反、使用 停止命令違反	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4(第 9 条の 5 準用)	産業廃棄物処理施設無許可讓受け、無許 可借受け	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 の 5 第 1 項	廃棄物の無許可輸入	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 の 5 第 4 項	廃棄物の輸入許可条件違反	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 の 7 第 1 項 (第 10 条第 1 項 準用)	産業廃棄物無確認輸出、産業廃棄物無確 認輸出未遂	許可取消し	第 25 条
第 16 条	廃棄物の投棄禁止違反、廃棄物の投棄禁 止違反未遂	許可取消し	第 25 条
第 16 条	廃棄物の投棄禁止違反目的の廃棄物の収 集運搬	許可取消し	第 26 条
第 16 条の 2	廃棄物の焼却禁止違反、廃棄物の焼却禁 止違反未遂	許可取消し	第 25 条
第 16 条の 2	廃棄物の焼却禁止違反目的の廃棄物の収 集運搬	許可取消し	第 26 条
第 16 条の 3	指定有害廃棄物の処理禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 19 条の 3	改善命令違反	許可取消し	第 26 条
第 19 条の 4 第 1 項、 第 19 条の 5 第 1 項、 第 19 条の 6 第 1 項、 第 19 条の 10 第 1 項、 第 19 条の 10 第 2 項	措置命令違反	許可取消し	第 25 条

(3) 法第14条の3の2第1項第6号及び法第15条の3第1項第3号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号	不正手段による産業廃棄物処理業営業許可取得(許可の更新を含む。)、産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 6 (第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号準用)	不正手段による特別管理産業廃棄物処理 業営業許可取得(許可の更新を含む。)、 特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更 許可取得	許可取消し	第 25 条
第 15 条の 3 第 1 項 第 3 号	不正手段による産業廃棄物処理施設設置 許可取得、産業廃棄物処理施設変更許可 取得	許可取消し	第 25 条

(4) 法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項、法第15条の2の7第1号、第2号及び法第15条の3第2項

法の条項	違反內容	処分の内容	罰則
第 14 条の 3 第 2 号及び法第 14 条の 3の 2 第 2 項	事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。	改 期間 は の の 部 で 以 が 子 ひ で の の の の の の の の で で で で で で で で で で	_
	事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。	改善に必要 な期間の かい と の の に の の の で で で で で で で で で で で で で な 場合)	_
第 15 条の 2 の 7 第 1 号、第 2 号及び第 15 条の 3 第 2 項	産業廃棄物処理施設構造又は維持管理基 準等不適合(施設)	改善に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に対して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。	_

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 15 条の 3 第 2 項	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立て未実施	改 期間 は の の の の の の の の の の の の の の の の の の	_

(5) 法第 14条の 3 第 3 号及び法第 15条の 2 の 7 第 4 号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 3 第 3 号	産業廃棄物処理業許可条件違反	停止 30 日	_
第 14 条の 6 (第 14 条の 3 第 3 号準用)	特別管理産業廃棄物処理業許可条件違反	停止 30 日	-
第 15 条の 2 の 7 第 4 号	産業廃棄物処理施設許可条件違反	停止 30 日	_